

北区の後期高齢者医療制度

令和4年度版（令和3年度実績）

東京都北区 区民部 国保年金課

このページは白紙です

目 次

1. 後期高齢者医療制度の運営	1
2. 東京都後期高齢者医療広域連合と北区の事務分担	1
3. 被保険者	2
4. 給付状況	3
5. 保険料	6
6. 財政状況	12
7. 後期高齢者健康診査	12
8. 口腔機能維持向上健診	13
9. 趣旨普及	14

1 後期高齢者医療制度の運営

東京都内すべての区市町村で構成する『東京都後期高齢者医療広域連合』が運営主体となる（高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）第48条）。

2 東京都後期高齢者医療広域連合と北区の事務分担

広域連合が行うこと

被保険者の認定や保険料率の決定、医療の給付など制度の運営を行う。

- 被保険者の認定
- 保険給付
- 保険料率の決定
- 保険料の賦課
- 健診事業の実施（区市町村へ委託）

北区が行うこと

住所変更や給付申請などの届出窓口となる。また、保険証の引渡しや保険料の徴収なども行う。

- 保険料の徴収・納付相談
- 保険証の引渡し
- 各種申請の受付
- 転入などの加入や資格喪失の届出の受付

3 被保険者

(1) 被保険者

東京都内に住所を有する者は、75歳到達日より、東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者となる。ただし、生活保護受給者等は除く（高確法 第50、51、52条）。

また、65歳以上74歳以下で一定の障害があると広域連合が認定した者も、後期高齢者医療制度の被保険者となる（高確法第50、52条）。

ただし、外国人は、住民登録をしており、3月を超える在留資格があること等の加入要件がある。

(2) 被保険者数

(3月31日現在)

年度	被保険者数		障害認定者 (再掲)	住所地特例者 ※(再掲)	
	3割負担	1割負担			
29年度	43,359	4,326	39,033	173	395
30年度	44,144	4,517	39,627	170	452
元年度	44,508	4,598	39,910	149	487
2年度	44,267	4,458	39,809	154	503
3年度	44,701	4,500	40,201	133	524

※被保険者が他の都道府県に転出しても、転出先が病院や特別養護老人ホーム等の介護保険施設の場合、引き続き転出前の都道府県の広域連合の被保険者となる。病院や施設の多い広域連合に財政負担が偏らないように設けられた制度。

平成30年3月31日までは、国民健康保険で住所地特例の適用を受けて従前の住所地の国民健康保険の被保険者となっている者が、新たに後期高齢者医療制度に加入する場合、住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となっていた。

平成30年4月1日からは、引き続き国民健康保険での住所地特例を引き継ぐことになった。（高確法第55条の2）。

4 給付状況

(1) 療養諸費

		一般 (1割)	現役並み所得者 (3割)	合計金額(円)
29年度	現物給付	35,665,246,921	3,027,294,830	38,692,541,751
	現金支給	983,401,049	186,598,551	1,169,999,600
	医療給付費	36,648,647,970	3,213,893,381	39,862,541,351
30年度	現物給付	35,577,428,568	3,020,723,225	38,598,151,793
	現金支給	985,368,870	199,056,175	1,184,425,045
	医療給付費	36,562,797,438	3,219,779,400	39,782,576,838
元年度	現物給付	36,437,958,036	3,074,164,463	39,512,122,499
	現金支給	1,023,758,183	212,045,456	1,235,803,639
	医療給付費	37,461,716,219	3,286,206,919	40,747,926,138
2年度	現物給付	34,826,848,265	2,998,039,506	37,824,887,771
	現金支給	929,447,943	155,339,146	1,084,787,089
	医療給付費	35,756,296,208	3,153,378,652	38,909,674,860
3年度	現物給付	35,696,461,774	3,249,064,808	38,945,526,582
	現金支給	959,653,112	144,795,219	1,104,448,331
	医療給付費	36,656,114,886	3,393,860,027	40,049,974,913

(参考) 医療費の自己負担の割合「1割」の判定基準

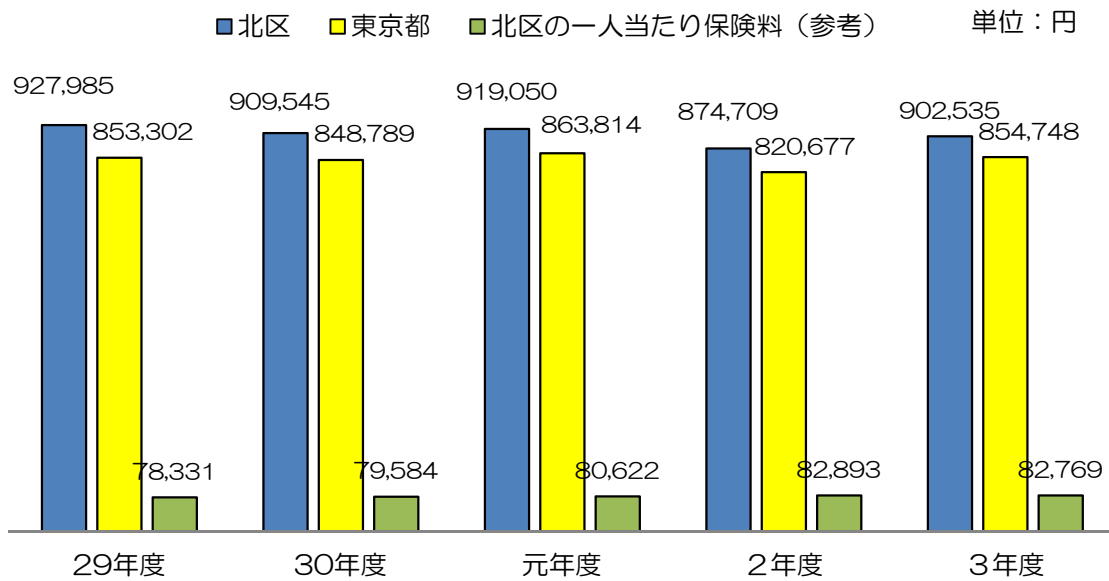
被保険者及び同一世帯に属する被保険者の住民税課税所得がいずれも145万円未満であれば1割となる。

*昭和20年1月2日以降生まれの後期高齢者医療制度の被保険者の場合、本人と同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者との賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下であれば1割となる。(申請不要)

*住民税課税所得が145万円以上でも、以下の基準に該当する場合は、申請により1割となる。

- ・被保険者1人世帯の場合：前年の収入額が383万円未満
- ・被保険者1人世帯で、同じ世帯に70歳以上74歳の国保または健康保険などの加入者がいる場合：その方と被保険者の前年の収入合計額が520万円未満
- ・被保険者複数世帯の場合：前年の収入合計額が520万円未満

一人当たり給付費（年間）



※ 平成 30、令和 2、4 年度に保険料改定

（2） 葬祭費

葬祭費は、死亡した被保険者の葬儀を執行した者に対して支給する。

（東京都北区後期高齢者医療葬祭費支給事務要綱）

（東京都北区後期高齢者医療被保険者葬祭給付金支給要綱）

○ 葬祭費支給状況

単価 70,000円

年度	支給件数	支給金額（千円）
29年度	2,287	160,090
30年度	2,445	171,150
元年度	2,463	172,410
2年度	2,414	168,980
3年度	2,510	175,700

このページは白紙です。

5 保険料

(1) 保険料の決め方

東京都における均一保険料（年額）

東京都の保険料（限度額66万円※）＝ 均等割額 ＋ 所得割額

※令和4年度および5年度の場合

- 均等割額は、
 - 46, 400円（令和4年度及び5年度）
 - 44, 100円（令和2年度及び3年度）
 - 43, 300円（平成30年度及び令和元年度）
 - 42, 400円（平成28年度及び29年度）
 - 42, 200円（平成26年度及び27年度）
 - 40, 100円（平成24年度及び25年度）
 - 37, 800円（平成20年度～23年度）
- 所得割額は、「賦課のもととなる所得金額」×所得割率で算出する。
 - 所得割率は9. 49%（令和4年度及び5年度）
 - 8. 72%（令和2年度及び3年度）
 - 8. 80%（平成30年度及び31年度）
 - 9. 07%（平成28年度及び29年度）
 - 8. 98%（平成26年度及び27年度）
 - 8. 19%（平成24年度及び25年度）
 - 7. 18%（平成22年度及び23年度）
 - 6. 56%（平成20年度及び21年度）

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額を控除した額をいう。（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）

※基礎控除額は、令和2年度までは33万円、令和3年度以降は合計所得金額が2, 400万円以下の場合は43万円。

(2) 保険料軽減措置

① 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減している。

(令和4年度)

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1） ×10万円 以下	7割
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1） ×10万円＋28.5万円×（被保険者数）以下	5割
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1） ×10万円＋52万円×（被保険者数）以下	2割

※65歳以上（1月1日時点）の方の公的年金等については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定する。

② 所得割額の軽減（都広域連合の独自の軽減措置）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減する。

(令和4年度)

	賦課のもととなる所得金額	軽減割合
①	15万円以下	50%
②	20万円以下	25%

③ 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減し、所得割額は賦課しない。

(令和3年度は均等割額5割軽減、所得割額は賦課せず。)

(3) 保険料の納付方法

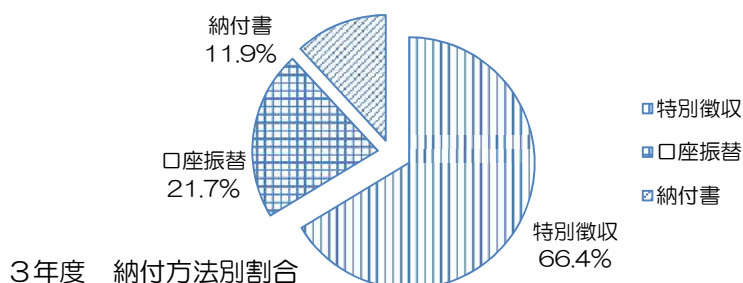
保険料は、原則として介護保険料と同じ年金からの引き落としとなる（特別徴収）。その年金額が年額18万円未満の者や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える者などは、納付書や口座振替により納付する（普通徴収）。

年金からの差し引き（特別徴収）は、被保険者からの申出により口座振替（普通徴収）に変更できる。

納付方法別人数

(最終納期時点)

年度	特別徴収	普通徴収	普通徴収		合計
			口座振替	納付書	
29年度	32,093	13,948	8,504	5,444	46,041
30年度	32,090	13,966	8,502	5,464	46,056
元年度	32,330	15,005	9,576	5,429	47,335
2年度	31,790	15,383	9,883	5,500	47,173
3年度	31,578	16,008	10,342	5,666	47,586



(4) 保険料収納状況

後期高齢者医療保険料調定額及び収納額の状況

29年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
現 年	3,425,969,200	3,395,088,000	368,300	12,077,700	42,590,600	98.75
滞納繰越	61,215,300	27,637,000	12,127,900	82,600	21,533,000	45.01
合 計	3,487,184,500	3,422,725,000	12,496,200	12,160,300	64,123,600	97.80

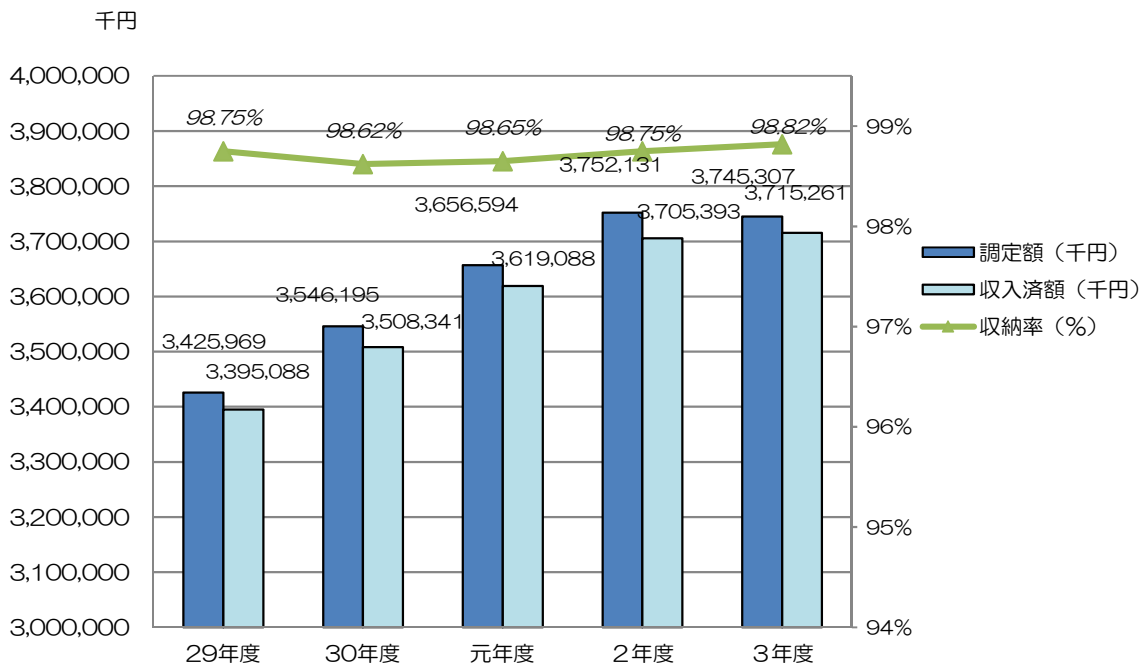
30年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
現 年	3,546,195,300	3,508,341,100	62,600	11,065,100	48,856,700	98.62
滞納繰越	63,944,600	27,436,200	14,433,900	232,500	22,307,000	42.54
合 計	3,610,139,900	3,535,777,300	14,496,500	11,297,600	71,163,700	97.63

元年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
現 年	3,656,593,700	3,619,087,900	237,000	10,441,200	48,974,500	98.65
滞納繰越	70,672,500	29,282,600	16,418,200	158,300	25,130,000	41.21
合 計	3,727,266,200	3,648,370,500	16,655,200	10,599,500	74,104,500	97.56

2年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
現 年	3,752,130,900	3,705,393,400	267,900	13,137,300	46,469,600	98.75
滞納繰越	73,188,900	26,767,100	18,834,800	98,800	27,587,000	36.57
合 計	3,825,319,800	3,745,396,600	19,102,700	13,236,100	74,056,600	97.56

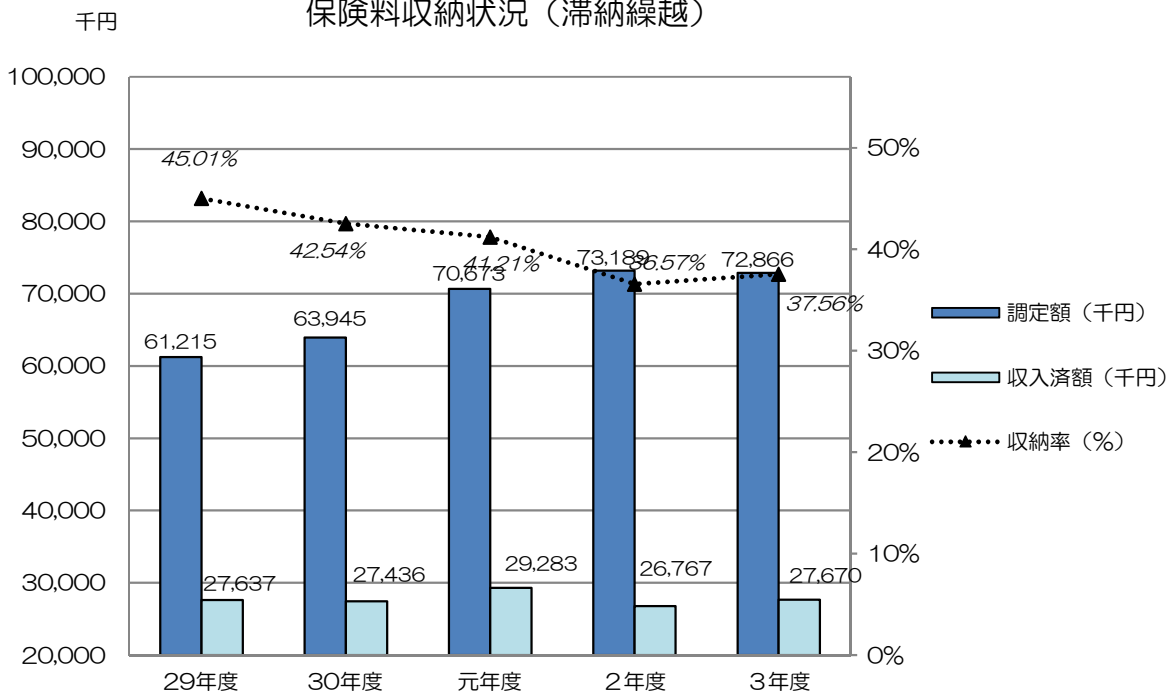
3年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
現 年	3,745,307,000	3,715,261,400	535,100	14,116,700	43,627,200	98.82
滞納繰越	72,866,100	27,669,600	22,365,600	302,300	23,133,200	37.56
合 計	3,818,173,100	3,742,931,000	22,900,700	14,419,000	66,760,400	97.65

保険料収納状況（現年）



*平成30、令和2、4年度に保険料改定

保険料収納状況（滞納繰越）



(5) 保険料の減免

① 東京都後期高齢者医療広域連合条例第18条による減免（災害減免等）

年度	減額（円）	免除（円）	合計（円）	件数
29年度	0	501,300	501,300	6
30年度	0	648,000	648,000	8
元年度	0	589,100	589,100	5
2年度	0	577,600	577,600	4
3年度	0	577,400	577,400	4

※令和3年10月1日現在。

②新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免

令和2年度実績

年度	減免額（円）	件数
元年度分	2,876,100	159
2年度分	15,996,300	187

※令和3年7月15日現在。

※減免の対象となる保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。）が到来するもの。

令和3年度実績

年度	減免額（円）	件数
2年度分	0	0
3年度分	4,165,100	70

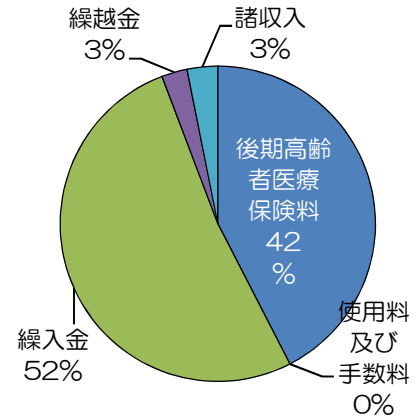
※令和4年7月13日現在。

※減免の対象となる保険料は、令和2年度分及び令和3年度分の保険料で、令和3年4月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。）が到来するもの。

6 財政状況（令和3年度）

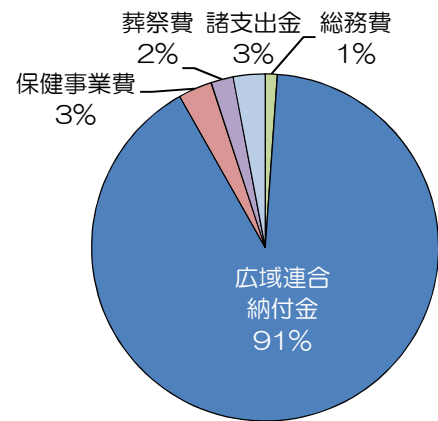
<歳入>

科 目	(円)
後期高齢者医療保険料	3,742,931,000
使用料及び手数料	4,800
繰入金	4,567,231,490
繰越金	232,622,454
諸収入	275,977,111
合 計	8,818,766,855



<歳出>

科 目	(円)
総務費	97,273,702
広域連合納付金	7,720,363,650
保健事業費	269,998,963
葬祭費	176,039,652
諸支出金	251,515,583
予備費	0
合 計	8,515,191,550



歳入と歳出の差額、303,575,305円は翌年度繰越額となる。

7 後期高齢者健康診査

保険者である東京都後期高齢者医療広域連合から委託を受け事業を行っている。

- ・長期入院者、施設入所者は施設の健診等で健康状態を把握できるため対象から除外される。
- ・特定健診に準じた検査項目の健診を実施した（腹囲測定、眼底検査を除く）。

年度	対象者数	受診者数	受診率
29年度	41,510人	23,210人	55.9%
30年度	42,198人	23,195人	55.0%
元年度	42,516人	23,233人	54.6%
2年度	42,735人	21,122人	49.4%
3年度	45,476人	21,574人	47.4%

8 口腔機能維持向上健診

保険者である東京都後期高齢者医療広域連合から補助を受け、平成30年度から行っている。

- 対象者は、75・77・79・80・81・83・85歳
令和2年度から83歳、85歳も対象とした。
- 歯周病検査項目を基本として、口腔機能検査（咀嚼・飲み込み・口腔乾燥）を実施。
- 3年度の実施期間は、令和3年6月1日から令和4年1月31日

年度	対象者数	受診者数	受診率
30年度	16,985 人	2,882 人	17.0%
元年度	14,316 人	2,837 人	19.8%
2年度	20,453 人	3,825 人	18.7%
3年度	22,516 人	3,727 人	16.6%

9 趣旨普及

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、広域連合と連携し制度の趣旨普及に努めた。

区報（北区ニュース）掲載

掲載号	掲 載 内 容
4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の保険料のお知らせ 令和2年度 後期高齢者医療保険料の完納のお願い
4月20日	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給
6月20日	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の支給 限度額適用（標準負担額減額）認定証の交付 口座振替のすすめ
7月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に係る収入減少等に伴う保険料減免 後期高齢者医療制度の令和3年度保険料の決定
7月10日	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給
7月20日	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療被保険者証の更新 限度額適用（標準負担額減額）認定証の発送 確定申告期限の延長による影響について
8月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替のすすめ
9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ納付相談
9月20日	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替のすすめ
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給
11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ納付相談
12月20日	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年中の保険料の口座振替済のお知らせの発送
1月20日	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給 医療費等通知書の発送 後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象です
2月20日	<ul style="list-style-type: none"> 高額介護合算療養費等の支給申請書の発送 外来年間合算（高額療養費）制度の支給申請書の発送
3月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ納付相談
3月20日	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか 10月から後期高齢者医療保険の自己負担割合が変わります

北区の後期高齢者医療制度

刊行物登録番号

4-1-074

令和4年度（令和3年度実績）

令和4年10月発行

<発行>

東京都北区区民部国保年金課

東京都北区王子本町一丁目15番22号

電話 3908-9069（ダイヤルイン）